

平成21年西東京市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 日 時 平成21年6月24日(水)
開会 午前10時01分 閉会 午前10時30分
- 2 場 所 保谷庁舎4階 研修室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 沼 本 禧 一
委 員 宮 田 清 蔵
委 員 角 田 富美子
委 員 森 本 寛 子
教 育 長 野 崎 芳 昭
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席職員 教 育 部 長 高 根 和 孝
教育部特命担当部長 二 谷 保 夫
教育部副参与兼教育企画課長 櫻 井 勉
学校運営課長 山 本 一 彦
教育部副参与兼教育指導課長 前 島 正 明
教育相談担当課長 南 里 由美子
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之
指 導 主 事 山 縣 弘 典
指 導 主 事 宮 城 洋 之
指 導 主 事 西 川 幸 延
教育部参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳
スポーツ振興課長 飯 島 伸 一
公 民 館 長 相 原 昇
教育部参与兼図書館長 小 池 博
教育部主幹(公民館) 山 本 茂
教育部主幹(図書館) 奈 良 登喜江
- 7 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美
教育企画課企画調整係 相 澤 潤 子
- 8 傍聴人 4人

平成21年西東京市教育委員会第6回定例会議事日程

日 時 平成21年6月24日(水) 午前10時00分～

会 場 保谷庁舎4階 研修室

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第25号 西東京市教育委員会教育長の任命について
- 第3 議席の指定
- 第4 議案第33号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について
- 第5 議案第34号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第6 議案第35号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱及び任命について
- 第7 協議事項 文化・スポーツ行政の推進体制について
- 第8 報告事項 新型インフルエンザの対応について
- 第9 その他

西東京市教育委員会会議録

平成 2 1 年第 6 回定例会
(6 月 2 4 日)

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成21年西東京市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事進行についてお諮りいたします。日程第4から日程第6の議案につきましては、人事に関する案件でございますので、日程第2、第3の次に一括して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 異議なしと認めます。

竹尾委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は沼本委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第25号 西東京市教育委員会教育長の任命について、を議題といたします。

なお、本議案につきましては、第3回定例会からの継続案件となっているものでございます。

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項の規定により、教育委員のうちから教育委員会が任命すると定められております。

任命の方法についてお諮りいたします。教育長の候補者につきましては、単記無記名の投票により行い、最多得票者を西東京市教育委員会教育長に任命したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 異議なしと認めます。

次に、立会人は宮田委員と櫻井教育企画課長を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 異議なしと認めます。それでは、宮田委員と櫻井教育企画課長に立会人をお願いいたします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

竹尾委員長 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

竹尾委員長 投票用紙に西東京市教育委員会教育長の候補者の氏名を記載の上、順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

竹尾委員長 投票を終了いたします。

開票をお願いいたします。

〔開票〕

竹尾委員長 開票の結果を報告いたします。

投票総数6票。内容は野崎委員6票。

よって、西東京市教育委員会教育長には野崎委員を任命することに決定いたしました。

暫時休憩をとりたいと思います。

午 前 1 0 時 0 6 分 休 憩

午 前 1 0 時 0 6 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

ただいま任命通知書の交付を行いましたので、野崎新教育長に一言ごあいさつをお願いいたします。

野崎教育長 ただいま教育長に任命されました野崎芳昭と申します。微力ではございますけれども、課題に向き合ひまして、誠心誠意、職務に精励してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

竹尾委員長 ありがとうございます。

竹尾委員長 日程第3 議席の指定を行います。

議席の指定は、教育委員会会議規則第5条の規定により、委員長が定めることとなっておりますので、委員長において指定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 異議なしと認め、委員の議席は委員長において指定いたします。

委員の議席は、ただいま御着席の席を議席として指定したいと思います。よろしくお願いいたします。

竹尾委員長 日程第4 議案第33号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、日程第5 議案第34号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、日程第6 議案第35号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱及び任命について、を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 それでは、議案第33号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、提案理由を御説明申し上げます。

平成21年6月30日をもちまして現在の委員の任期が満了となり、新たに平成21年7月1日から平成23年6月30日までの2年間、西東京市社会教育委員を委嘱及び任命する必要があるためでございます。区分といたしましては、学校教育の関係者2名、社会教育の関係者6名、家庭教育の向上に資する活動をする者2名、学識経験のある者3名でございます。

続きまして、議案第34号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、提案理由を

御説明申し上げます。

議案第33号と同様に、平成21年6月30日をもちまして現在の委員の任期が満了となり、新たに平成21年7月1日から平成23年6月30日までの2年間、西東京市文化財保護審議会委員の委嘱の必要があるためでございます。

続きまして、議案第35号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱及び任命について、提案理由を御説明申し上げます。

先ほどの議案第33号、第34号と同様に、平成21年6月30日をもちまして現在の委員の任期が満了となり、新たに平成21年7月1日から平成23年6月30日までの2年間、西東京市スポーツ振興審議会委員を委嘱及び任命する必要があるためでございます。なお、委員の区分につきましては、社会体育の関係者4名、学校体育の関係者3名、スポーツに関する学識経験者3名でございます。

3議案とも教育委員会事務委任規則第2条第3項に基づき提案するものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。一括して質疑を受けます。 質疑を終結します。

人事に関する案件でございますので、討論は省略いたします。

これより議案第33号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第33号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、は原案のとおり可決されました。

これより議案第34号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第34号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第35号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱及び任命について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第7 協議事項 文化・スポーツ行政の推進体制について、を議題といたします。教育長から協議事項についての説明を求めます。

野崎教育長 それでは、協議事項 文化・スポーツ行政の推進体制について、を御説明申し上げます。

平成20年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づき、市長より平成21年6月24日付で教育委員会に対しまして、文化及びスポーツ行政に関する事務を市長が執行、管理すること等について意見を求められているものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。

櫻井教育企画課長 それでは、協議事項 文化・スポーツ行政の推進体制について、教育長

に補足して御説明申し上げます。

お手元の「文化・スポーツ行政の推進体制について」の資料を御覧ください。
それでは、全文をまず読ませていただきます。

西東京市教育委員会
委員長 竹尾 格 様

西東京市長 坂口 光治

文化・スポーツ行政の推進体制について

周知のとおり、本市では本年度より5か年の後期基本計画がスタートいたしました。この計画の中では、文化、スポーツ並びに教育の各分野において重要な課題を掲げており、その着実な推進とさらなる文化・スポーツ振興に向けて、本市の組織体制を見直す必要があると考えております。

そのため、本年2月に表明した施政方針の中で、平成20年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づく文化・スポーツ行政の執行及び管理の特例に言及するとともに、現在、平成21年度の組織改正について、文化・スポーツ振興に向けた組織のあり方を含めた検討に着手しているところです。

つきましては、組織改正の実施に向けて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき意見聴取させていただきたく、下記について、貴委員会の意見を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2に基づき、文化（文化財保護を除く。）及びスポーツ（学校における体育に関するものを除く。）に関する事務を市長が執行、管理することについて
- 2 スポーツに関する施設及び審議会等を市長が所管することについて

続きまして、1枚おめくりください。こちらは、文化・スポーツ振興に向けた組織のあり方について、市長部局の考え方を示したものでございます。この中で、組織機構の見直しの目的・内容については大きく2点が挙げられております。まず、1点目でございますが、スポーツ行政・文化事業の市長部局移管による組織体制の充実でございます。次に、2点目でございますが、健康都市宣言に向けた体制の充実でございます。

申しわけございません。1枚おめくりいただきたいと思っております。裏の2ページ目のところでございますけれども、3といたしまして、組織編制の見直しについて大きく二つの見直し部分が記述されております。市長部局の7部1室を見直し、8部1室にするというものでございます。次に、（2）といたしまして、課及び主な係編成の見直しでございます。企画部、市民部、福祉部、子育て支援部、（仮称）生活文化スポーツ部における課及び主な係編成が記述されております。

以上、簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。
竹尾委員長 説明が終わりました。

このたび市長から教育委員会に文化・スポーツ行政の推進体制について、の意見を求められておりますが、本日はただいまの説明だけにとどめまして、事務局で整理の上、後日協議することといたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 異議なしと認め、後日改めて協議いたしたいと思っております。

竹尾委員長 日程第8 報告事項 新型インフルエンザへの対応について、を議題といたします。

山本学校運営課長 それでは、私のほうから、5月の教育委員会以降の新型インフルエンザへの対応について、御報告をさせていただきます。

資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず、5月22日の第5回教育委員会定例会におきまして、新型インフルエンザ対策といたしまして、修学旅行及び休業の要件の2点についてガイドラインの決定がなされたところでございます。

同日に、国の方針が地域の実情に即して柔軟に対応することとなり、学校についても厚生労働大臣の定める運用指針が示されました。内容といたしましては、二つの地域に分けての指針を運用することといたしてありまして、一つとしまして、感染初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努める地域と定められたところでございますが、ここにつきましては、都道府県保健部局等から学校設置者に対して臨時休業の要請をすることとして、臨時休業期間につきましては1週間ごとに検討を行うことと定められております。二つ目といたしまして、急速な患者の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域として定められたところにつきましては、学校設置者の判断で臨時休業をすることといたしてあります。なお、地域の決定につきましては、都道府県が厚生労働省と相談して判断されるということと定められております。また、修学旅行の考え方が示されておりまして、臨時休業の措置を講じている学校を除き自粛を求める状況ではないという判断が示されております。

同日におきまして、近隣市といたしまして、初めて三鷹市で感染が確認されました。23時45分ごろでございますが、東京都教育庁新型インフルエンザ対策本部より初めてホットラインを使った通知がございました。濃厚接触者については限定的であるとして、公立学校においては教育活動等は平常どおりとするとの東京都の通知を受けたところでございます。翌日には、本市の危機対策本部会議も開催されましたが、平常どおりとするということが確認されております。

5月25日(月曜日)でございますが、臨時校長会を開催いたしました。内容といたしましては、西東京市教育委員会としての新型インフルエンザ対策のガイドライン及び厚生労働大臣の定める運用指針の概要をお知らせするとともに、ケースによってはガイドラインと異なる対応があることを周知いたしました。

次に、6月2日でございますが、東久留米市で感染がございましたが、三鷹市の例によることといたしまして、小中学校長には通知をいたしたところでございます。

6月10日には武蔵野市の大学で感染が確認されました。附属校も含め臨時休業の措置を

したとの報告を東京都より受けましたが、公立学校に通学している児童・生徒ではないこと、二次感染を生じていないとの武蔵野市の対応に基づき、本市といたしましては、平常どおり授業の実施をいたしたところでございます。

なお、6月11日にはフェーズがレベルとして6に上がりました。これは世界的に流行というレベルでございます。

6月19日（金曜日）には西東京市で生徒の感染がありましたが、市外の私立学校に通学していること、二次感染が確認されていないことから、通常授業の実施を市立小中学校へ通知いたしました。

同日、厚生労働大臣の定める運用指針の改定がございまして、二つの地域に分けて指針の運用をしていたところですが、これが廃止となりました。新たに、学校等で患者が発生した場合、都道府県等は当該学校等の設置者に対し必要に応じて臨時休業を要請する。二つ目といたしまして、感染防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は患者が発生していない学校等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことは可能である。三つ目としまして、より迅速に把握するため、学校の設置者は出席停止及び臨時休業を行った場合には、速やかに保健所に連絡することなどの指針が示されたところでございます。

なお、昨日でございますが、西東京市で2例目の感染が確認されたところでございますが、市内の小中学校に通う対象者がいないこと、二次感染が確認されていないことから、通常授業の実施を市立小中学校長へ通知いたしたところでございます。

本市の危機管理対策本部会議でございますが、近隣市の感染確認時など、その都度開催されておりまして、市としての対応を決定いたしているところでございます。

教育委員会といたしましても、国の対応が変化する中、児童・生徒の健康管理を引き続き実施いたしまして、状況を確認しながら対応していくとともに、逐次情報を学校へ提供してまいっているところでございます。

以上で私のほうからの報告とさせていただきます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 児童・生徒に対する対応はよくできているなと思いましたが、一つ質問いたします。夏休みを迎えるようですけれども、海外渡航ですよね。教員の海外渡航とか児童・生徒の海外渡航等についての対応はどのようになっているのですか。

前島教育指導課長 それでは、今の2点についてお答えします。まず、教員につきましては、国、都から通知が出ております。自粛をするようにと。自粛もしくは延期をするというふうに要請がありました。ということで、本市でも自粛ないし延期ということで校長先生にはお伝えをしてあるところでございます。また、どうしても予定が入っている。例えば、新婚旅行で行くというような教員も若干おりますので、その場合につきましては、行った後、帰ってきてから1週間程度観察期間を置いて、その後学校に出勤をするようにと、教員が発生源とならないように指導してもらおうようお願いしているところでございます。児童・生徒につきましては特にございませんが、やはり、教員と同様に、1週間程度検温をしたり健康観察をってもらうということで、それを指示しているところでございます。

以上です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 修学旅行を延期するという事で、大変それは結構な措置だったと私は思いますが、それ以降、延期することの以降はどんなふうにお考えなんでしょうか。いつごろとか、それから、場所とかを変えるのか、そういうようなことはどんな方針を立てておられるか。

前島教育指導課長 市内に中学校が9校ございまして、1校は既にもう実施をしていたと。そして、東北方面に1校行っていると。それと、あと、2学期に行く学校が1校と。それで、残りの6校につきましては、6月中旬に実施をいたしますので、8月の末から9月に、方面としては同じ京都、奈良、関西方面に行くということでございます。若干宿がとれない学校がございましたが、基本としては同じコースで行くということで対応させていただいているところでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第9 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けます。

宮田委員 質問ではないのですが、私は、新型インフルエンザへの対応は大変一生懸命よくやっただいていないんじゃないかというふうに思っております。今のところそんなに東京地区では広がってはいない、昨日お一人ということのようですけども、海外から帰られた方と聞いていますので、国内で広がっているようではないと思うのですが、是非ともこれは手を緩めずによろしくお願ひしたいと思います。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成21年西東京市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 前 1 0 時 3 0 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員